

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月9日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系逆洗受ポンプ(A)弁点検時、移送弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理。	D	
2	1号機	第1給水加熱器(C)出口ドレン温度検出器のフレキシブル電線管において、電線管継手に外れが認められたため、当該箇所を修理。	D	
3	2号機	取水設備点検用門型クレーンに設置の風速計において、指示不良(指針が動かない)が認められたため、当該計器を修理。	D	
4	2号機	非常用ガス処理系(B)入口流量記録計及び指示計において、指示不良(ドリフト)が認められたため、当該計器を点検・調整。	D	
5	3号機	非放射性ドレン移送系ボール捕集器ピット海水ストームドレンサンプポンプ点検時、インペラーとケーシングの摺動部に磨耗が認められたため、対応を検討。	D	
6	4号機	主復水器連続洗浄装置の貝ボール分離装置点検時、装置(点検窓、ストレーナフランジ、セパレータ固定座)に腐食が認められたため、当該箇所を修理。	D	
7	4号機	循環水ポンプ(A、C)のインペラキャップボルトネジにおいて劣化(ネジ山伸び・座面腐食)が認められたため、当該ボルトを交換。	D	
8	4号機	タービン駆動給水ポンプ(A)のタービン点検において、静翼付け根部に侵食が認められたため、当該箇所を修理。	D	
9	4号機	主排気筒放射線モニタリチウムサンプポンプ(B)において、異音が認められたため、当該ポンプを修理。	D	
10	4号機	計装用圧縮空気系の圧縮機(B)において、冷却水ドレンラインに漏えいが認められたため、当該ラインに設置されるドレン弁(4台)を点検。	D	
11	4号機	所内用圧縮空気系の圧縮機(A)において、冷却水ドレンラインに漏えいが認められたため、当該ラインに設置されるドレン弁(4台)を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353